

請負事業体及び立木販売における災害発生報告(休業4日以上)

1 署 等 名	中信森林管理署
2 事業の種類	治山事業（糠川谷復旧治山事業）
3 災害発生日時等	令和5年9月28日（木） 13時10分頃発生 怪我の程度：右顎関節脱臼骨折、左橈骨遠位端骨折、下顎部挫創、左手首骨折 休業見込み：14日（入院期間）全治3ヶ月見込み
4 災害発生場所	長野県安曇野市中房国有林211か林小班
5 契約相手方	国土防災技術株式会社 長野支店
6 事業実行事業体	同上
7 被災者年齢等	年齢： 50歳 性別： 男 2の事業の経験年数： 7年 雇用区分： 会社員 社会保険等加入状況：労災、雇用、健康、 <u>厚生</u> 、林退
8 従事作業	現場管理・作業補助
9 災害概況	<p>航空実播工の地上作業器材設置のため、同僚7名と作業を行っていた。13時10分頃、被災者はヘリポート脇の沢に設置された給水ポンプの設置写真を撮影するため、通路（傾斜約35°）を歩行中に段差が崩れ、高さ約80cmを滑り落ちる途中で笹の根につまずき沢側へ前向きに転倒した。その際、転石に顎と左手を強打した。</p> <p>被災直後、自分でヘリポートまで戻り同僚Aに報告し、13時20分頃同僚Aの運転する車で病院へ向かうため下山した。</p> <p>工事現場は携帯電話が通じなかったため、通話可能な場所まで下山したところで13時40分頃会社へ報告をし、受診できる病院（安曇野赤十字病院）へも連絡を行った。</p> <p>14時30分頃安曇野赤十字病院に到着し、顎の裂傷の治療（9針縫合）及びCT検査・レントゲン検査を受け、右顎付け根付近と左手首の骨折が判明し、左手首はギプス固定の治療を受けたが、右顎に関しては専門医が不在であったことから、被災者の居住地である埼玉県の病院で再受診することし、17時20分頃同僚Aの運転する車で病院を出た。なお、28日時点では、骨折はあるものの事務作業は可能であることから休業を要しないと判断していた。</p> <p>翌29日に、さいたま市立病院で受診し、左橈骨遠位端骨折の手術の必要があったことから、10月5日に手術を行い、全治3ヶ月の診断となった。</p>
10 その他特記すべき事項	<p>・9/28（木）中信森林管理署 上高地治山事業所治山技術官（監督職員）及び総括治山技術官が現地確認及び現地調査を実施した。</p> <p>作業員及び監督職員が参加したミーティングを実施し、原因の究明と再発防止対策の検討、転倒・転落</p>

災害の防止について安全指導を行った。（改善策として階段の設置と通路上の根株等を撤去した。）

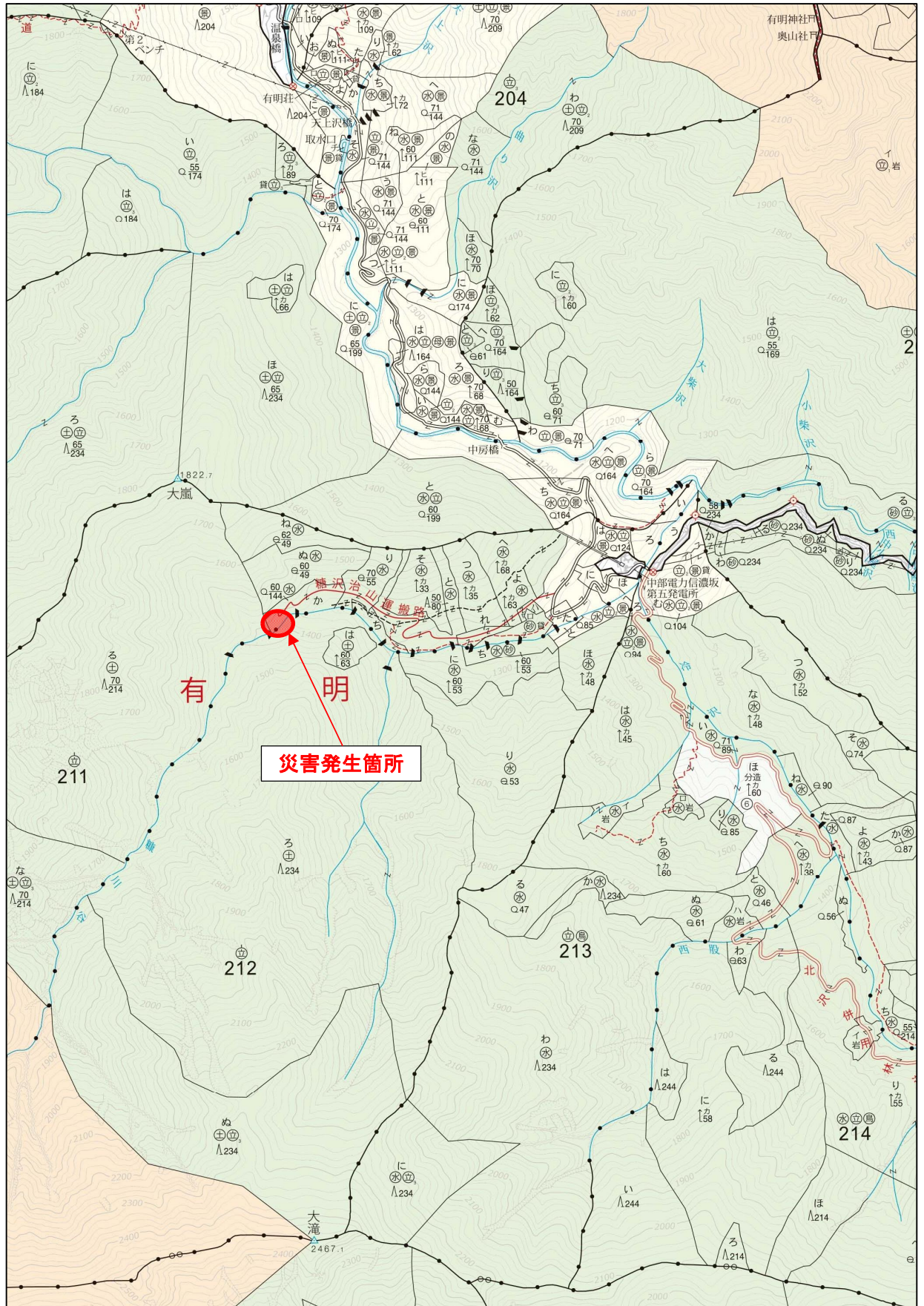
○労働基準監督署への対応

- ・9/29（金）10時頃：最初に受診した安曇野赤十字病院では入院の話がなかったため、休業を要しないと判断し、その旨を大町署に報告したところ「休業0日であれば書類の提出は不要」との見解であった。
- ・9/29（金）16時頃：骨折した右顎については専門医による診察ではなかったため、さいたま市立病院で再度受診。17:30に診察が終了し、手術及び入院が必要と診断を受ける。
被災者は9/29の午前中も事務所で内業をしており、入院中もテレワークが可能と申し出があったため、休業日数については週明けに労基署に相談することとした。
- ・10/3（火）に大町労働基準監督署へ労働者私傷病報告を提出。
- ・10/4（水）安曇野赤十字病院の診断書により、右顎関節脱臼骨折、左橈骨遠位端骨折、下顎部挫創との診断がされた。
- ・10/5（木）さいたま市立病院で左橈骨遠位骨折の手術が施行され治療期間は術後3ヶ月を要するとの診断がされた。

災害発生箇所位置図(広域)

長野県 安曇野市 中房国有林211か林小班

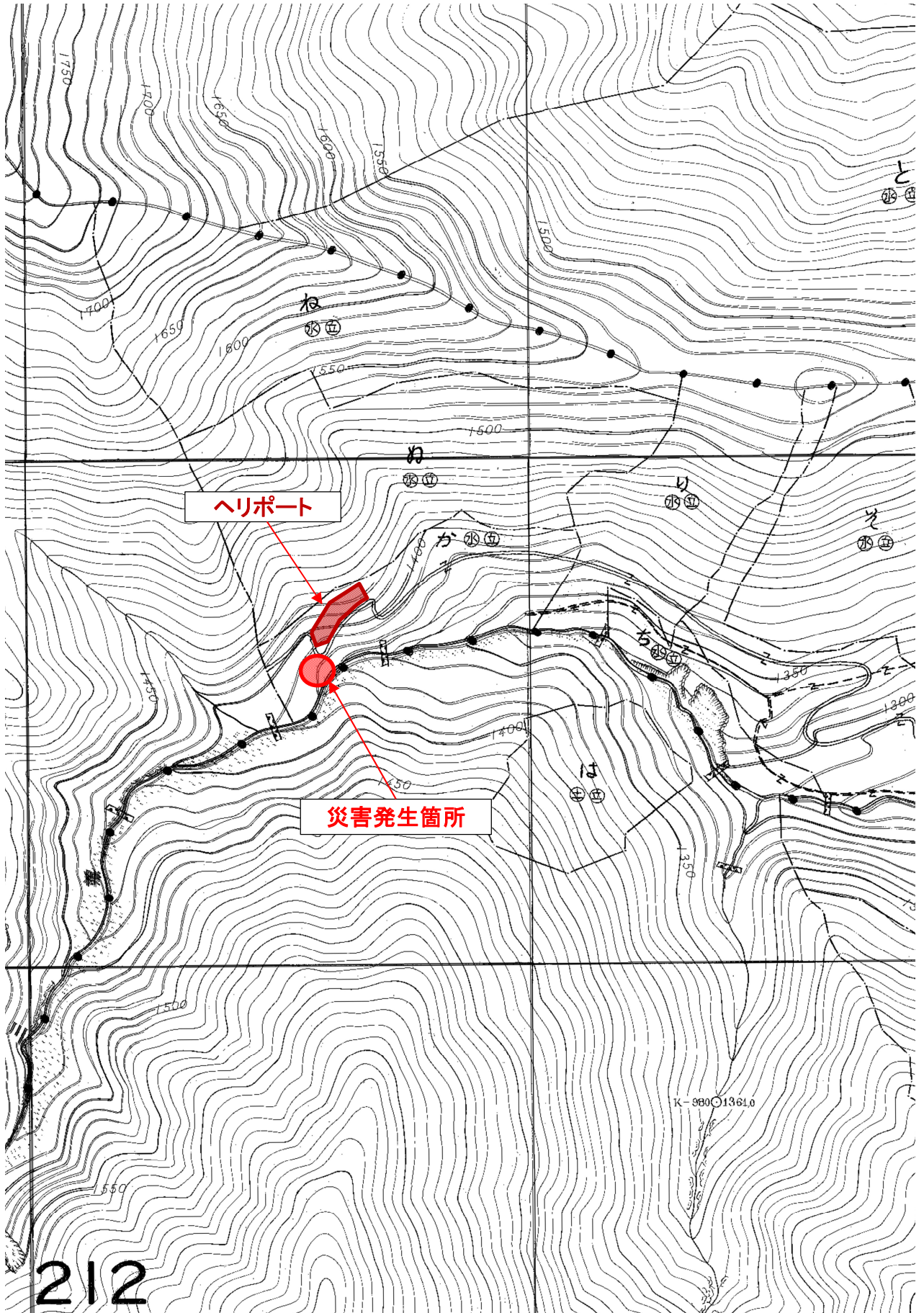
1/20,000



災害発生箇所位置図(詳細)

長野県 安曇野市 中房国有林211か林小班

1/5,000



災害状況写真

写真1



写真2

